

埼玉純真短期大学 入学者選抜規程

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉純真短期大学（以下「本学」という）学則第12条の規定に基づき、入学者の選抜に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 入学者の選抜は、建学の精神に基づく教育理念に賛同してアドミッションポリシーを理解し、入学を志願する者が、本学の教育を受けるに十分な能力と資質を備えているかを公正かつ妥当な方法で判定し、入学にふさわしい人物を選抜することを目的とする。

(入学者選抜方法)

第3条 入学志願者を選抜するために次の入学者選抜方法を設ける。

- (1) 一般選抜
- (2) 総合型選抜
- (3) 学校推薦型選抜
- (4) 社会人選抜

2 前項の入学者選抜にかかわる方法は、学生募集要項に定める。

(出願)

第4条 入学者選抜試験を受験しようとする者は、学生募集要項に定められた出願資格及び出願要件を満たす者とする。

(入学者選抜の実施)

第5条 学長は、入学者選抜の実施日程、出願書類、選抜方法、その他の実施にあたって必要な事項の立案を、入試広報委員会（以下「委員会」という）に命じ、委員会は立案した事柄を教授会に報告し、学長の承認を得るものとする。

2 入学者選抜に必要な試験問題の作成者は、学長が任命する。

(入学者合否判定)

第6条 入学者選抜試験の合否判定は、本学の入学者選抜基準に基づき、入試判定会の議を経て、学長の決定を得るものとする。

2 入試判定会に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が決定し、理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。